

注意喚起文書

証券 CFD 取引等の 店頭デリバティブ取引に係るご注意

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であり、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできません(注1)。

本取引に関して、当社の役職員によって行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請に基づくものであることをご確認ください。そうでない場合は当社法規監理部(03-4588-9700)までご連絡ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性があります。また、その損失は、預託された証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容及びリスク等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願い致します。

○本取引は、法令・諸規則により取引の内容及想定される損失額について、十分にご説明することとされています。

○本取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社顧客管理部又は法規監理部までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日の過去1年間に、店頭デリバティブ取引に係る2以上のお取引をされているお客様及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を低減することを目的とする場合

(注2)ADR とは、裁判外紛争解決手続きのことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

証券 CFD(日本株式 CFD)取引の契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。

この書面には、証券 CFD 取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

CFD とは Contract for Difference(差金決済取引)の略称で、証券 CFD 取引は、①株式の個別銘柄の価格、②個別銘柄の価格等をもとに算出される株価指数のいずれかを原資産として、取引開始時点の当該価格・指数と取引終了時点の当該価格・指数を参照して、差金決済により売買を行うものをいいます(株式の個別銘柄の価格及び個別銘柄の価格をもとに算出される株価指数を合わせて、以下「原資産の価格等」と言います。)

そのうち、当社においては①東京証券取引所に上場している株式のうち当社が選定する個別銘柄の価格や、②当該個別銘柄の価格をもとに算出される株価指数を原資産とする証券 CFD(日本株式 CFD)取引を取り扱っています(なお、個別銘柄の価格を原資産とするものを特に「個別株式 CFD 取引」、また、株価指数を原資産とするものを特に「株価指数 CFD 取引」と呼びます。)

証券 CFD 取引に係る証拠金には、「必要証拠金」(イニシャル・マージン)と「維持証拠金」(メンテナンス・マージン)の 2 種類があります。

本書面上の説明において、特に「必要証拠金」「維持証拠金」の別を明示することなく、単に「証拠金」とのみ記載されている場合、その説明が取引約定時に係るものである場合は「必要証拠金」、また取引約定後に係るものである場合は「維持証拠金」を指します。

これら 2 種類の証拠金は、金額の算出方法も実際の金額もそれぞれ異なりますので、十分ご注意ください。

証券 CFD 取引を開始する前に、お客様の知識、取引経験、財産の状況及び投資目的を慎重に考慮し、もしご自身が高いリスクを許容しうる投資経験・損失に耐えうる財産の状況にない場合には、証券 CFD 取引を取り止める等、ご自身の判断と責任において投資判断をされるようお願い致します。

証券 CFD 取引のリスク等重要事項について

1. 手数料

- 証券 CFD 取引を行うにあたっては、別紙「手数料等の諸費用について」に記載の料率、額及び方法により取引手数料等をお支払いいただきます。

2. スプレッド

- ・証券 CFD 取引にあたって、お客様には証券 CFD 取引にスプレッド(売値と買値の差)をお支払いいただく場合があります。

3. 証拠金

- ・証券 CFD 取引を行うにあたっては、当社ウェブサイト(http://www.interactivebrokers.co.jp/en/p.php?f=marginJP&ib_entity=jp)に掲載されている証拠金(現金に限ります。)を担保として預託していただきます。

4. 価格変動による元本欠損のおそれ

- ・当社の証券 CFD 取引は、①株式の個別銘柄の価格、②個別銘柄の価格等をもとに算出される株価指数のいずれかを原資産として行う取引です。本取引では、これらの価格の変動により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。

5. 価格変動による元本超過損のおそれ

- ・証券 CFD 取引はリスクの高い取引であり、損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。証券 CFD 取引には、レバレッジ効果があり、原資産の価格等の変動に損益が大きく左右されるハイリスクの取引であり、その変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

【証券CFD取引の投機性と価格変動性】

- ・一般的に、証券 CFD 取引のようなデリバティブ取引には非常に高い価格変動性があります。証券 CFD 取引とその原資産の価格等は、急激に、また大幅に変動する可能性があります。具体的には証券 CFD 取引の原資産の価格等、原資産たる個別銘柄の発行体企業又は関連指数を構成する企業群の収益性、経済全体の動向、原資産または関連する指数の需給関係、政治・通商上の規制や政策、金利動向、国内外の政治経済上の事象、関連市場で支配的となっている心理的な要因等によって、証券 CFD 取引の価格は変化する可能性があります。

【証券CFD取引のレバレッジ効果と証拠金損失の例】

- ・証券 CFD 取引の価格がお客様の不利な方向に動いた場合、レバレッジ効果のためお客様が預託した証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。例えば、500 万円の価値の A 社株式の CFD 取引を購入するにあたり証拠金率が 20%※1 の場合、お客様は 100 万円の証拠金が必要になります。もし、A 社株式の CFD 取引の建玉の価値が 350 万円に下落した場合には、取引の価値が 150 万円減少するため、お客様に当初の証拠金の 100 万円に加え、50 万円の損失(即ち追加の証拠金の預託の必要)が生じます。

※1 上の例における証拠金率は当社の実際の証拠金率とは異なります。

6. 金利変動リスク(金利調整額について)

- ・ 証券 CFD 取引の建玉を持ち越した場合、取引終了時刻が到来した時点で、当該建玉に係る金利調整額の受払いが発生します。買い建玉の場合は支払いが生じ、また、売り建玉の場合は、金利情勢の動向等により、実際の受払いの別及びその額が変化・変動します。これにより、お客様の証券 CFD 取引の収益が減少(または損失が増加)する可能性があります。

7. 証券 CFD 取引の相手方(当事者)

- ・ 証券 CFD 取引は取引所における株式等の売買とは異なり、当社が相手方(当事者)となる店頭デリバティブ取引です。従って金融商品取引所で取引されるものではなく、また清算機関で決済もされません。
- ・ 当社がお客様に提示する証券 CFD 取引の価格は、原資産の価格等を参照の上決定しますが、当該価格で約定することを保証するものではありません。

8. 信用リスクを原因とする元本欠損のおそれ

- ・ 証券 CFD 取引はお客様と当社との相対取引であり、お客様は当社と取引することにより、信用リスクを含む当社の財産上のリスク、ビジネスリスクを負うこととなります。

【カバー取引について】

- ・ 当社は、お客様と取引を行うと同時に、同じ内容の取引(売買の別のみ逆)を他の取引先と行っています。これをカバー取引といい、当社自身はこれによって相場変動のリスクに対して中立となります。
- ・ 当社のカバー取引先は、インタラクティブ・ブローカーズ(ユー・ケー)リミテッドになります。

9. 証券 CFD 取引の流動性リスク

- ・ 原資産の流動性の低下に伴い当社が提示する証券 CFD 取引の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。
- ・ 具体的には、重要な企業情報・経済指標の発表、要人発言などにより原資産が売買停止・規制等により取引されない場合、当該証券 CFD 取引の取引が停止になる可能性があります。
- ・ また、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性があります。
- ・ また、天変地異、戦争、テロ、政変、政策の変更、企業倒産、等の特殊な状況下で特定の証券 CFD 取引が困難または不可能となる可能性もあります。

10. 価格の誤表示にかかるリスク

- ・ カバー取引先が当社に提示した価格に誤りがあった場合に、誤表示された(インバリ

ツド)価格でお客様の注文が約定される場合があります。このような場合、当該約定は無効ですので予めご了承ください。

11. 約定遅延リスク

- ・証券 CFD 取引において、お客様の発注した価格が相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートとの乖離がある場合、約定が遅くなるリスクがあります。また、上記のような注文が多く見受けられるお客様におかれましては一定期間通常の注文についても、注文処理や約定が遅くなる場合がありますので予めご了承ください。

12. 決済の期限

- ・当社が取扱う証券 CFD 取引には、原則として決済期限はありません。ただし、原資産たる個別株式のコーポレート・アクション(株式併合、株式分割等の権利処理等)により必要が生じた場合、もしくは当社が合理的な理由により必要と判断した場合には、決済期限を設定することがあります。

13. ロスカットに伴うリスク

- ・当社では、お客様が証券 CFD 取引を行うにあたり、お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないよう、一定の場合にお客様の建玉を反対売買するルール(ロスカット・ルール)を設けておりますが、相場の急激な変動により当該証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- ・当社においては、お客様に証拠金不足が発生した場合、お客様に事前に通知することなく、一定の建玉を自動的に反対売買します(強制ロスカット)。
- ・お客様は、当社が定める証拠金額を満たす十分な資金を維持するよう、常時、取引口座の状況を注視する必要があります。当社は、お客様の取引口座の建玉を強制ロスカットする場合、及びその他約款に定められた対応を採る場合、お客様に対し、事前に証拠金不足を通知することはありません。すなわち、証拠金率が所定の水準を下回る等の事象が発生した場合、お客様にマージンコールを行う等、日中における猶予期間を設けることなく証拠金額を回復するために強制ロスカットを実行します。
- ・ただし、強制ロスカットはお客様の証拠金の範囲内での取引の決済が完了することを保証するものではありません。とりわけ、市場にギャッピング(世界の政治的または経済的状況や特定の企業に関する情報などの影響によって 市場価格やレートが大きく上下するなどの事態によりなかなか定まらず、損失を被る状態)が存在した場合、証拠金額以上の損失を避ける価格での反対売買ができない可能性があります。従って、証券 CFD 取引の建玉から追加的損失を避けるためには、お客様自身で建玉の反対売買をしていただく必要があります。
- ・当社では、独自のロスカット・システムを採用していますが、相場が急激に変動した場合やロスカット注文(反対売買)の全数量が約定できない場合などには、損失を一定

の範囲内に抑えることができない場合があります。その場合、結果として1日の損失が予想を上回ることもあります。

14. 当社によるお客様の建玉の決済

- ・ お客様が所定の日時までに必要な証拠金を預託しない場合や、取引約款の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合、あるいは取引約款に定めるその他の契約終了事由に該当した場合は、当社はお客様が損失を被った状態でお客様の建玉の一部または全部を決済することがあります。その場合、当該決済によって生じた損失についても、お客様が責任を負うことになります。

15. 証券 CFD 取引の売り建て規制及び売り建玉の強制決済

- ・ 法令諸規則による規制、株券貸借市場の状況、当社独自の規制基準その他当社が必要と認める場合、原資産によっては新規売り建て取引を規制する場合があります。また、当社は合理的な判断に基づき、お客様の証券 CFD 売り建玉の反対売買を行うことがあります。

16. 証拠金額の変更

- ・ 証券 CFD 取引に係る証拠金額は、規制や制度の変更、または合理的理由に基づく当社により変更されることがあり、その結果、証拠金の追加預託等が必要となる場合があります。必要な証拠金額は、当社ウェブサイトや取引システムの画面にてご確認ください。また、当社が証拠金額を上げた結果お客様の証拠金に不足が生じた場合には、新たな取引ができなくなる可能性があります。

17. 法規制・税務リスク

- ・ 税制、その他の法規制、政策、財務・金融政策の変更により、お客様の証券 CFD 取引の収益が減少(または損失が増加)する可能性があります。

18. 取引システムに係るリスク

- ・ 当社は、インターネットを通じて証券 CFD 取引を提供します。従って当社がお客様に提供する証券 CFD 取引は、コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェア及び通信回線等に依存しており、このような取引システムなくしてサービスの提供は維持できません。これら当社が利用しているコンピュータに基づくシステムやサービスは中断や遅延あるいは不履行に対して本質的に脆弱であり、そのような障害はお客様の取引システムへのアクセスの遮断を引き起こし、または当社による証券 CFD 取引の価格提示や取引の提供を不能とし、ひいては当社サービスの全ての面に悪影響を与える可能性があります。また取引システムや通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注・執行・確認・取消などが行えない可能性があります。お客様には、当社とのカスタマー・アグリーメントを通じて、当社の取引システムとサービスを「現状のまま」受け入れていただいております。お客様の責任は限定的です。お客様には、取引にあたり、取引システムとサービスが利用できなくなった場合に備えて、代替となる取引手段をご準

備いただく必要があります。

19. クーリング・オフの適用について

- ・ 本取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

20. 投資者保護基金の補償について

- ・ 日本投資者保護基金においては店頭デリバティブ取引である証券 CFD 取引は保護の対象外となります。

証券 CFD 取引の仕組みについて

当社による証券CFD取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。

1. 証券 CFD 取引の概要

(1) 取扱銘柄

- ・ 当社が取扱う証券 CFD 取引は、①東京証券取引所に上場している株式のうち当社が選定する個別銘柄の価格や、②当該個別銘柄の価格をもとに算出される株価指数を原資産とする証券 CFD(日本株式 CFD)取引です。

(2) 取引形態

- ・ 証券 CFD 取引は有価証券関連店頭デリバティブ取引の一種であり、当社とお客様との相対取引になります。

(3) 証券 CFD 取引の概要

- ・ 証券 CFD 取引の証拠金額は、当社が設定する証拠金率等により決まります。
- ・ 証券 CFD 取引の取引価格は対象となる原資産の価格等に連動します。
- ・ 証券 CFD 取引の建玉を保有する日々の取引終了時刻が到来した時点で、金利調整額の受払いが発生します。
- ・ 原則として決済期限はありません。ロスカット及び強制決済の場合を除き、建玉の決済はお客様の反対売買によってのみ行われます。
- ・ 証券 CFD 取引において、原資産たる個別銘柄の配当金権利確定日の取引時間終了時点で建玉を保有していた場合、配当金調整額(後述します。)が建玉に発生します。原則として、買い建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、売り建玉を保有している場合は配当金調整額を支払います。

(4) 建玉(ポジション)の決済

■ 反対売買による決済

お客様の建玉をお客様ご自身の注文(反対売買)により決済していただく方法です。

■ 強制ロスカットによる決済

当社のロスカット・ルールに基づき、お客様の取引口座で証拠金に不足が生じた場合、その不足を回復するため、お客様の証券 CFD 取引に係る建玉を自動的に反対売買します。

■ 法令諸規則等による強制決済

法令諸規則による規制、株券貸借市場の状況、当社独自の規制基準その他当社が必要と認める場合、お客様の証券 CFD 売り建玉の反対売買を行うことがあります。

2. 手数料など、取引にかかる諸費用

(1) 取引手数料

所定の取引手数料がかかります。手数料につきましては、別紙「手数料等の諸費用について」にてご確認ください。

取引手数料は、証券 CFD 取引の約定と同時に、取得費に加算されます。

(2) その他費用

お客様が当社に取引口座を開設された場合、口座維持手数料等が発生する場合があります。詳細につきましては、別紙「手数料等の諸費用について」にてご確認ください。

3. 想定元本(証拠金額算出の基準となる元本)

証券 CFD 取引における想定元本の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{想定元本} = \text{約定価格} \times \text{取引単位} \times \text{取引数量}$$

なお、取引にあたっては、当社が定める証拠金率に基づいた証拠金を、あらかじめ当社に預託して頂く必要があります。

4. 証拠金

(1) 証拠金の預託

新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める証拠金額以上の証拠金を、当社が定める方法により、当社に預託していただきます。

(2) 証拠金の通貨及び代用有価証券

証券CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受払いは、すべて日本円の現金にて行うものとし、外貨での受払いはできません。また、株式等の有価証券で代用することもできません。

(3) 証拠金の種類と計算方法

当社では過去の一定期間の原資産のリターン(%)の標準偏差の5倍を基礎として独自の算出モデルによって算出する証拠金、及び下記計算式による証拠金(最低証拠金)のいずれか大きい方を当社における最終的な証拠金として採用しています。

当社の証券CFD取引に係る最低証拠金には、個別株式CFD取引及び株価指数CFD取引それぞれにつき下記の2種類が定められております。

■必要証拠金(イニシャル・マージン)

必要証拠金とは、証券CFD取引を新たに約定される場合に必要となる証拠金です。

必要証拠金の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{必要証拠金} = \text{約定価格} \times \text{取引単位} \times \text{取引数量} \times \text{当社が定める証拠金率} ※2$$

※2個別株式CFD取引

一の取引に係る約定当日の証拠金率は、取引約定にあたっては、個人口座は最低 20.5%、法人口座は最低12.5%が適用され、その直後より取引終了時刻までの間は、個人口座は最低 20%、法人口座は最低10%が適用されます。お客様には、日中、証拠金の充足状況を適宜確認し、ロスカットの対象とならないよう十分な証拠金額を預託していただく必要があります。

※2 株価指数CFD取引

一の取引に係る約定当日の証拠金率は、取引約定にあたっては、個人口座は最低10.25%が適用されます。法人口座につきましては、日本時間の午前9時から午後2時45分までは最低3.125%が適用され、その直後より取引終了時刻までの間は、最低6.25%が適用されます。お客様には午後2時45分に証拠金率が上がった時点で速やかに証拠金の充足状況を確認し、必要に応じ、間もなく開始されるロスカットの対象とならないよう十分な証拠金額を預託していただく必要があります。

■維持証拠金(メンテナンス・マージン)

維持証拠金とは、証券CFD取引の約定後、建玉が決済されるまでの間、ロスカットされることなく建玉を維持するために必要な証拠金です。

維持証拠金の算出方法は以下のとおりです。

維持証拠金 = 約定価格※3 × 取引単位 × 取引数量 × 当社が定める証拠金率※4

※3 当社では、維持証拠金の算出にあたっての「約定価格」として、当社が定めた一定の時刻の時価を採用しています。

※4 個別株式CFD取引

約定取引に係る翌日以降の証拠金率は、市場の取引開始時刻より終了時刻まで、個人口座は最低20%、法人口座は最低10%に設定されております。お客様には、日中、証拠金の充足状況を適宜確認し、ロスカットの対象とならないよう十分な証拠金額を預託していただく必要があります。

※4 株価指数CFD取引

約定取引に係る翌日以降の証拠金率は、市場の取引開始時刻より終了時刻まで、個人口座は最低10%に設定されております。法人口座につきましては、日本時間の午前9時から午後2時45分までは最低2.5%に設定されており、その直後より取引終了時刻までの間は、最低5%に設定されております。当社のロスカットラインは維持証拠金率となっておりますので、お客様には午後2時45分に証拠金率が上がった時点で速やかに証拠金の充足状況を確認し、必要に応じ、ロスカットの対象とならないよう十分な証拠金額を預託していただく必要があります。

(4) 預託金の引出し

お客様が一旦当社に預託金を預託された後における、引出し可能額の算出方法は以下のとおりです。

預託金の引出し可能額 = 受渡済み資金 + 日々の損益 - 必要証拠金額

(5) ロスカットの取扱い

ロスカットとは、お客様の維持証拠金不足を防止するために、当社がお客様の建玉を自動で決済する取引です。当社では、お客様の建玉、維持証拠金その他預託資産の状況をシステム上でモニターしており、お客様の維持証拠金の状況が当社が設定するロスカット・ライン※5 を下回った場合には、当社が定める額の必要証拠金を回復するためにロスカットが即時且つ自動的に発動されます。ロスカット取引の対象となる建玉は、原則として、必要証拠金を回復するために必要な建玉に限定されます。

※5 証券CFD取引について当社が設定するロスカット・ラインは、維持証拠金額です。

(6) 証拠金不足の場合の取扱い

当社では、いわゆる「追加証拠金」の制度を採用しておりません。当社では、ロスカット取引実行後においても、お客様が預託されている証拠金が維持証拠金額を下回る場合には、約款の定めに従い、お客様が保有されている証券CFD取引以外の取引や建玉(株式や先物・オプション取引に係る建玉)を強制ロスカットし、証券CFD取引に係る証拠金に充当します。

従って、お客様は、当社の維持証拠金額を満たす十分な資金を維持するように、常時、取引口座の状況を注視する必要があります。

(7) 証拠金の管理方法(顧客財産の分別管理)

当社がお客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、三井住友銀行への金銭信託を行う方法により当社固有の財産とは分別して管理されます。当社では、毎営業日を計算基準日として分別金必要額を計算し、追加の預託が必要な場合には、計算基準日から起算して 3 営業日以内に三井住友銀行に追加信託することにより、分別金必要額以上の残高を維持致します。

5. 金利とその調整

(1) 金利調整額

証券CFD取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、お客様の取引口座から加算または減算されません※6。

※6 買い建玉の場合は支払い、売り建玉の場合は、金利情勢の動向等により、実際の受払いの別及びその額が変化・変動します。

(2) 借入金利

証券CFD取引において、お客様が売り建玉を持ち越す場合には、原資産の借入調達コストの支払いが発生します。これが借入金利で、原資産の貸借需給関係等を踏まえつつ、カバー取引先の提示に基づき、当社がその利率を決定します。

6. 主なコーポレート・アクションの取扱い

原資産たる株式銘柄に影響を与えるコーポレート・アクション(株式分割、株式分離、有償増資、合併など)が発生した場合には、当社は、独自の判断で関係者間の権利と義務の経済的に同等の効果を維持するために必要な調整、修正、実行を決定します。上記に加え、または代替として、当社は独自の判断で、当該銘柄のコーポレート・アクションに先立って当該証券 CFD 建玉の反対売買を行う権利を留保します。

(1) 配当金調整額

証券CFD取引の保有中に、原資産に配当が実施された場合、現物株投資の場合における配当金に相当する「配当金調整額」の受払い(買い建玉の場合は受取り、売り建玉の場合は支払い)が発生します。

なお、売り建玉・買い建玉の場合とも、実際の配当金調整額は原資産の配当金額を基準として当社が決定します。

(2) 株式分割・株式併合

お客様が原資産たる株式銘柄に係る標記基準日において当該銘柄の建玉を保有していた場合は、買い建玉・売り建玉ともに分割比率に応じて建玉数を増やす処理、または併合比率に応じて建玉数を減らす処理が行われます。

(3) その他のコーポレート・アクション

上記以外のコーポレート・アクションについては、当社は合理的と判断する処理を採用します。

7. 両建取引の禁止

お客様は、証券 CFD 取引にあたり、同一原資産の売り建玉と買い建玉を同時に保有することはできません。未決済の建玉と反対の売買を行った場合、当該未決済建玉は、その全部または一部が決済されます。反対売買の数量が未決済の建玉より多い場合は、当該未決済の建玉全部が決済され、かつ残りの数量は新規の建玉として約定されます。

8. 取引時間

証券 CFD 取引の取引時間は、原則として東京証券取引所の取引時間に準じます。ただし、取引時間は予告なく変更される場合がありますので、取引時間につきましては、必ず当社ウェブサイト及び取引システム上のお知らせをご確認下さい。

9. ロールオーバー

証券 CFD 取引では、取引日以降、決済が行われない限り、毎営業日の取引時間終了後に当該

取引の翌営業日への繰り延べが行われます。これを「ロールオーバー」といいます。ロールオーバーにおいては、具体的には主に以下の処理を行います。

- ・ 建玉の清算及びこれによる損益の実現
- ・ 金利調整額・配当金調整額・借入金利の計算

10. 取引に係る債務の履行／証拠金の預託及び返済の方法

お客様が、証券CFD取引により発生する債務を履行する方法、その他本取引におけるお客様と当社の金銭の受払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨では行わないものとします。また、代用有価証券による証拠金への充当もできませんのでご注意ください。

11. 税金

個人が行った証券CFD取引における税金は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った証券CFD取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が証券CFD取引を行った場合、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

なお、上記は当社の認識に過ぎず、当社及びその役職員は税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。税務に係る詳細は、お客様がご自身の判断と責任において行い、必要に応じ税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

証券CFD取引の手続について

お客様が、当社で証券CFD取引を行われる際の手続きの概要は、以下のとおりとなります。

1. 口座開設

(1) 本書面の交付

証券CFD取引開始に先立ち取引口座の開設を申し込まれるにあたっては、事前に本書面を熟読し、証券CFD取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて、本書面を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨の確認書の差し入れをお願いしております(本書面の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付等への承諾をお願いします。)

(2) 取引口座の開設

証券CFD取引は、当社総合取引口座にて行います。当社に取引口座をお持ちでないお客様は、取引の仕組み・リスク及び当社の本取引の特徴について理解し、約款(カスタマー・アグリーメント)、本書面の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、取引口座の開設をお申込みください。当社では、口座開設審査基準を設け商品知識、資産状況、投資経験その他必要な事項を考慮し、口座開設手続を行います。

すでに当社総合取引口座をお持ちのお客様は、取引の仕組み・リスク及び当社の本取引の特徴について理解し、約款(カスタマー・アグリーメント)、本書面の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、当社に対して証券CFD取引に係る取引権限(トレーディング・パーミッション)の付与をご申請下さい。当社では、社内の取引権限付与基準に従い、商品知識、資産状況、投資経験その他必要な事項を考慮し、当該権限付与手続を行います。

2. 注文の方法

お客様は、お客様がお持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット等インターネットに接続可能な端末のうち、当社が推奨する環境において、以下のアプリケーションを利用し、インターネット回線等を通じて証券CFD取引に係る注文をしていただきます。

- ・ IBトレーダー・ワークステーション(TWS)スタンド・アローンバージョン:
パソコンにインストールする高機能のトレーディング・プラットフォーム
- ・ IBトレーダー・ワークステーション(TWS)WEBバージョン:
端末へのインストールを要しないバージョンのTWS(ただし、別途Javaのインストールが必要です。)
- ・ IB WEBトレーダー
ウェブベースの簡易取引ツール
- ・ IB モバイル TWS

- ・ 携帯・タブレット等のモバイル機器

3. 注文の指示事項

お客様は、当社に証券CFD取引を注文される場合、以下の事項を当社にご指示いただきます。

- ・ 原資産たる銘柄・指標
- ・ 売／買の別
- ・ 取引数量
- ・ 注文の種類(指値／成行等)
- ・ 注文の有効期限
- ・ その他お客様の指示によることとされている事項

4. 証拠金の預託

お客様は、証券CFD取引を注文される場合、当社に証拠金の預託を行う必要があります。

5. 反対売買による建玉の減少

保有されている建玉の反対売買に相当する取引が約定された場合は、当該約定分が保有建玉から減少します。

6. 取引成立の報告

お客様の証券CFD取引に係る注文が約定された場合、その内容をご確認いただくため、注文画面の「Trade Log」に約定内容が表示されます。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

7. 証券CFD取引の対象銘柄の価格

当社がお客様に提示する証券CFD取引の各銘柄の価格について、東京証券取引所、並びにチャイェックスジャパン株式会社及びSBIジャパンネクスト証券株式会社がそれぞれ運営する私設取引システム(PTS)で実際に提示されている気配値のうち、お客様にとって最良のものを、原資産の価格としてお客様に提示します。当該取引価格は当社がお客様に提供する取引システム上で提示致します。

8. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネット・システムを通じ電磁的方法にて行います。お客様の取引報告書・取引残高報告書につきましても、当社がお客様に無料で提供する口座管理ツールを通じて電磁的に提供致しますので、取引を約定された後においては、適宜これらの内容をご確認下さい。

9. 禁止行為

当社においては、金融商品取引法及び当社の社内規程により、お客様を相手方とした有価証券

関連店頭デリバティブ取引(証券CFD取引もこの中に含まれます。)に関して、以下のような行為が禁止されています。

(1) 虚偽の告知や断定的判断の提供等

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方とし、または顧客のために有価証券関連店頭デリバティブ取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ。)の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・ お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。

(2) 不招請勧誘

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を要しない顧客に対して、訪問または電話をかけて、有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の勧誘をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結について、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ。)を表示したにもかかわらず当該勧誘をする行為、又は勧誘を受けた顧客が当該有価証券関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず当該勧誘行為を継続する行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

(3) 損失補てん及び利益の提供

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生じることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないことになった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ・ 取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)

(4) 不適切な説明・表示

- ・ 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び有価証券関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- ・ 取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。

(5) 虚偽の相場

- ・ 取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。

(6) 無断売買

- ・ あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により本取引を行う行為。

(7) 自己取引に関する事項

- ・ 当社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為。

(8) スリッページ

- ・ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
- ・ 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- ・ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

(9) その他の禁止行為

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約につき、お客様に対し、当該お客様が行う本取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- ・ 登録外務員以外の者に勧誘等外務員の職務を行わせる行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ

明示しないで当該顧客を集めて当該取引契約の締結を勧誘する行為。

10. その他

- ・ 当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社カスタマーサービスまでご照会ください(03-4588-9700)。

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第187号
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
資本金	1,150,520千円 (平成26年10月1日現在)
主な事業	金融商品取引業(第一種金融商品取引業)
設立	平成18年8月
ご連絡先	03-4588-9700 (カスタマーサービス)
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先: 0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

CFD取引に関する主な用語

用語	意味
相対取引	金融商品取引所を介さずに、取引の当事者(売り手と買い手)が、直接、値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引。OTC(Over The Counter)取引とも呼ばれます。
原資産	デリバティブ取引の対象となる資産。証券CFD取引においては、金融商品取引所で取引されている株式の個別銘柄の価格や複数の個別銘柄の価格から算出される指数が原資産となります。
差金決済	現物の受渡しを伴わず、反対売買により差金の授受のみを行う決済。
証拠金	取引の契約義務の履行を確保するために、担保として預託する保証金。
スリッページ	顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があること。
建玉(たてぎょく)	約定済みの証券CFD取引のうち、未決済のもの。 なお、買付け後未決済の建玉を買い建玉(ロング・ポジション)、売付け後未決済の建玉を買い売り建玉(ショート・ポジション)といいます。
ロールオーバー	約定された証券CFD取引が決済されない場合の翌営業日への繰り延べ。
両建て	同一の商品の売り建玉と買い建玉を同時に持つこと。
ロスカット	損失を確定させる決済取引を行うこと。
金利調整額	証券CFD取引の建玉を持ち越した場合に、原資産の調達のために受払いされる金額。
配当金調整額	証券CFD取引の保有中に、原資産に配当が実施された場合に受払い(買い建玉の場合は受取り、売り建玉の場合は支払い)が発生する金銭。
評価損(益)(ひょうかさん・えき)	未決済建玉に関して便宜的に評価した未実現の損(益)。